

# 1930・40年代の上海平原農村における宅地所有について

森 正 夫

## 目 次

はじめに

- I 青浦県朱家角郷における中国革命以前の宅基地
- II 満鉄調査における松江県の宅地
- III 上海周辺地区における宅地あるいは屋場

結びに代えて

はじめに

名古屋大学文学部東洋史学・地理学両研究室及び教養部人文・社会両教室では、去る1988・89年の2年にわたり、中国江南デルタの市鎮を対象とする調査を実施した<sup>(1)</sup>。その一環として1989年11月2日－6日の間、上海市青浦県朱家角鎮・朱家角郷の調査が行われた。この間、11月5日、津田芳郎、林上、稻田清一と森の4名によって、朱家角郷の農民3氏から、解放前の当地方農村の諸問題について聞き取りが行われ<sup>(2)</sup>、その後、1991年1月初旬、単独で補充調査のため同鎮・同郷を訪問した森によって、同月9日、この4名のうちの2名を含む農民4氏から、関連する問題の聞き取りが行われた<sup>(3)</sup>。

ちなみに、89年に参加した農民は、馬家塙村の馬法林、果園村の馮福良、薛間村の羅順明の3氏であり、91年に参加したのは、馬法林・馮福良両氏に加えて、淀峰村の湯在雲、張家圩の何惠清両氏の計4名である。1949年の中国革命にいたるまで、馬法林氏及び馮福良氏は長工、湯在雲氏及び何惠清氏は佃農であった。

91年の補充調査で農民から聞き取りを行った問題は三つあった。第一は、貧農・雇農の土地所有、第二は、村の共同体的機能、第三は、村と鎮との関係である。本稿では、このうち第一の土地所有についての問答の一部分、具体的には宅地の所有に関する部分を取り上げ、若干の検討を加える。

## I 青浦県朱家角郷における中国革命以前の宅基地

貧農・雇農の土地所有について質問をするきっかけとなったのは、1990年4月に刊行された

表 I 土地改革直前の青浦県における各階層の土地所有状況表（上海市青浦県県志編纂委員会編『青浦県志』199頁・表8—1「土地改革前各階層土地占有状況表」を翻訳・転載。ただし%は補正）

項目 階層	戸 数	総戸数に対する比率 (%)	人 数	総人口に対する比率	土地所有面積 (畝)	総面積に対する比率 (%)	1戸当たり所有面積 (畝)	1人当たり所有面積 (畝)
合 計	54,719	100	231,395	100	650,634	100	11.89	2.81
貧 鹿 農	28,933	52.9	109,460	47.3	45,949	7.1	1.59	0.42
中 農	19,731	36.1	93,803	40.5	134,663	20.7	6.82	1.35
富 農	1,455	2.7	7,978	3.4	34,875	5.4	23.97	4.37
地 主	2,139	3.9	10,663	4.6	332,069	51.0	155.24	31.14
その他の 労 働 者	2,461	4.5	9,491	4.1	103,078	15.8	41.88	10.86

上海市青浦県県志編纂委員会編の『青浦県志』（上海人民出版社。以下新『青浦県志』と略称）の中で、土地改革前段階における同県の階層別土地所有状況に関する統計が、ここに翻訳・提示した一枚の表——表Iの形で紹介されたことにあった（第8篇・農業・【農業生産関係変革】の項）。階層別土地所有状況の基本的傾向について、【農業生産関係変革】の項の総論では、以下のように述べている。

「解放前、本県の農村は封建的の土地所有制度という条件のもとにあったため、土地の所有状況はきわめて不合理であった。少数の地主が多くの土地を所有している一方、耕作に従事するものは土地をもっていなかった。土地改革の前、全県の地主は2,139戸、総戸数の4%（実際は3.9%）、10,663人、総人口の4.6%であったが、332,069畝の耕地を所有していた。耕地の総面積の51%に当たり、1戸当たりの平均は155畝、一人当たり31畝になる。貧農・雇農は28,933戸、総戸数の53%、109,460人、総人口の47.3%を占めていたが、わずかに45,949畝の耕地を所有していただけであった。耕地の総面積の7%，1戸当たり1.6畝、一人当たり0.4畝（実際は0.42畝）である。地主は主として地代（小作料）の徴収を通じて農民を搾取していた。地代は一般に1畝当たり玄米1.2石であった。これは平年作の畝当たり収穫高の5割に当たる。」（「耕地」は原文の用語である。）

戸数にして4%の地主が51%の「耕地」を所有し、戸数の47.3%を占める貧農・雇農が7%の「耕地」しかもたないというこの現実が「きわめて不合理」であることは、この分析の示す通りであり、異論をさしはさむ余地はない。にもかかわらず注目すべきであると思われることは、地主以外の階層、いわば農民の全階層が何らかの形で自己の土地を所有していることである。

この統計には、「その他の労働者」という範疇で、地主とは認定されなかった土地所有者についての数字が計上されているので、地主が所有する51.0%以外の約半数の土地のすべてではないが、それでも33%の土地が農民によって所有されているのである。富農、中農、貧・雇農と表記されている4階層を農民と一括するのは、直接的な生産労働にたずさわる機会と時間をほとんどもたなかつたとしても、農業経営への従事という点で富農を含めることができ、自己の農業経営をほとんどもたなかつたとしても、直接的な生産労働に従事していたという点で当然のことながら雇農を含めることができるからである。もとより、1950年に行われたこの青浦県の土地改革の前段階で、農民自身が一定規模の土地を所有しているという事態の背景については、それ自体に関する研究が必要であろう。背景を、すべての人民に土地を所有する権利が認められていたという近代以前の、とりわけ宋代以後の中国における伝統、すなわちその非封建的特質一般に求めることは一応可能であっても、これは、中国社会における土地所有の特質の一側面であり、それだけでは回答にならない。他のいくつかの側面からの検討が必要である。しかしながら、青浦県内での地域差を無視した全県の平均的統計数値であるとはいえ、たとえば、貧農・雇農が総面積の7.1%，1戸当たり1.59畝、1人当たり0.42畝の土地を所有しているという事実には、改めて関心をそそられるものがあった。すなわち、貧農・雇農の土地所有とはどのような存在形態をもち、どのようにして可能であり、どのような意味をもつのかという疑問が強く湧いたからである。1991年1月9日、朱家角郷の4人の農民に1950年に行われたこの県における土地改革以前の貧農・雇農の土地所有について質問したのは、このような理由からであった。以下に、この点について、筆者と農民とのあいだで行われた問答を記す。

森：

前回訪問したときのみなさんのお話ですと、貧農は自分の土地を所有していなかつたということでしたが、この青浦県の階層別土地所有状況に関する表を見ますと、当時の青浦県の貧・雇農は1戸平均1.59畝、1人平均0.42畝の土地をもっています。すなわちこの表の上から見ますと、貧・雇農も僅かながら土地をもっております。この土地についてはどのように考えればいいのでしょうか。雇農はまったく土地をもっていないとすると、この土地というのはすべて貧農のものなのでしょうか。貧農の生活は非常に困難なのですが、にもかかわらず若干の土地をもっていたことになります。あるいは、雇農は他人の家で雇われているのですが、自分でも僅かの土地をもっていたのでしょうか。

朱家角郷農民A：

雇農の土地は、田底は地主の所有です。雇農は田底をもっていません。この土地は地主から借りたものです。借りた土地には田面があり、田面は雇農のものです。つまり雇農の土地というのは、田面田であって、田底田ではありません。田底と田面とは別のものです。

朱家角郷農民B：

貧・雇農のことだとすると、田底はもっていないことはたしかです。田面をもっているのです。

朱家角郷農民C：

田底はもっていません。田面をもっています。

森：

それでは雇農は田面をもっていると考えてよいですか。

朱家角郷農民C：

雇農が田面をもっているということも多くはありません。ごく少数のものがもっているのです。

朱家角郷農民A：

というのは雇農は非常に貧しく、〔他人の家で〕長工として働くことだけで生計を立てています。雇農は労働力を売ることによって生活しているのです。

森：

雇農が長工として働いているとき、一般的には自分の家には土地がないということですが、家族が多い場合に、子供の一人が長工に出でていき、ほかの一人が自分の家で耕作をするといった状況はありませんか。

朱家角郷農民A：

ありません。

森：

雇農はほんの僅かの土地ももっていないのでしょうか。

朱家角郷農民A：

もっているとしても、2-3畝の質の良くない田面です。つまり宅基地です。

朱家角郷農民B：

宅基地は家を建てるために用います。

朱家角郷農民C：

家を建てるためだけに用いるのではなく、たとえば家を建てるためには、1畝の宅基地のうちの4分の1を当て、残った土地でいくばくかの耕作をします。宅基地はしばしば祖先から代々伝えられてきたものです。

森：

土地改革の際、もし〔ある土地について〕単に田面のみをもっていて、田底はもっていないとすれば、この田は誰の所有とみなされますか。

朱家角郷農民C：

土地改革においては、田面が〔自分の所有している〕田とみなされることはありません。田面の使用者には、その田が分配される場合が多くありました。

森：

この表（表 I として訳出した「土地改革前各階層土地占有状況表」）では、富農がいくら、中農がいくら、貧・雇農がいくらというように、土地改革前の青浦県について、1戸平均・1人平均の土地所有面積が階層ごとに記されています。それでは、貧・雇農の1戸平均1.59畝・1人平均0.42畝という数値の中に、宅基地の面積は含まれているのでしょうか。

朱家角郷農民C

宅基地もこの統計の中に入っています。

新『青浦県志』で貧・雇農1人平均0.42畝と記されているのはこういうことだと思います。すなわち、1人の雇農が、その祖父も長工であり、父も長工であるというように、二代にわたってつとめてきた人で（本人を入れると三代になる），人柄もまじめであったとします。解放に際して、〔彼の雇い主である〕地主がものの見える人でしたら、土地改革が行われることを知ると、その土地を雇農に贈ります。このようにすると〔土地改革の際〕彼は地主であると査定されなくなります。雇農に、この土地は誰のものかと尋ねると、雇農は、これは自分のものであり、自分が買ったのだと言います。このような土地が表の中の数字の一部分に当たります。

なお、地主の贈与した土地についての以上の発言は、他の部分と同じく、録音テープを忠実に再生したものであるが、上海語で農民たちと筆者とのやりとりを通訳した復旦大学歴史系沈中琦氏は、筆者に要旨次のような解説を行った。“この雇農は地主からもらった土地を自分の妻に耕作させて、自分は依然として地主の土地を耕す。土地改革の際には、自分は地主の土地を耕作しているから、雇農という階級区分に属する。その家には妻の耕作している土地があることになる。”

森：

いまお話をいただいた宅基地の存在は大変興味深く、重要であると思いましたが、当時の農村でもっとも貧しかった人びとは、たとえば長工をしているような場合でもすべて宅基地をもっていたのでしょうか。あるいはそうではなかったのでしょうか。

朱家角郷農民A：

一人一人がみなもっていたわけではありません。特に雇農の場合、宅基地を持っていない場合があります。宅基地そのものが地主のものです。

朱家角郷農民C：

宅基地は二つの部分からなっています。一つは宅基であり、一つは宅基地です。たとえばここに1畝の土地があり、本来地主が所有していたものだったとします。そのうち1分（1分は1畝の10分の1）の土地を用いて家屋を建てるとき、これは借りた土地に家屋を建てたので、この1分についての地代を支払ってから家屋を建てるのです。残りの9分がすなわち宅基地となります。

森：

それでは自分で家屋を建てたその1分の土地の地代もやはり納めねばならないのですね。  
朱家角郷農民C：

そうです。納めねばなりません。

森：

実際はただ9分を耕作するだけですが、地代はやはり1畝分納めなければならないのでしょうか。

朱家角郷農民B：

必ずしもそうではありません。宅基は税を払いますが、地代は納めません。

朱家角郷農民A：

借りた土地に家を建てるとき、すでに借料を払っています。宅基についても地代は必要なのです。

朱家角郷農民B：

各地の状況は異なっています。

ここでの問答には、その対象となっているいくつかの次元が錯綜している。また、宅基地を地主から借りている場合、ここで宅基と呼ばれている家屋を建てる部分の土地の地代を支払う必要があったかどうかについても意見が分かれている。地域による相違も農民自身から指摘されている。こうした次元の錯綜や認識の矛盾を完全に整理しきるためには、さらなるきめこまかに聞き取りが必要である。にもかかわらず、貧・雇農と彼らが何らかの形で権利をもつてゐる土地との関係について、いくつかの事実が明らかにされていることもまた確かであり、以下に整理してみた。

1. 雇農は一般に土地を所有していない。
2. 雇農は、したがって、田底権のある土地を所有していない。地主の土地を借用している場合にその田面権をもつ。この事情は貧農についても同様である。
3. 雇農が田面権をもつ場合も多くはない。
4. 土地改革の直前、雇農が、長年雇用されていた地主側の事情で、地主から土地を贈与された場合はある。
5. 雇農は、宅基地をもつ。
6. 宅基地は、しばしば祖先伝来のものであるが、すべての雇農が宅基地をもっていたわけではなく、宅基地そのものが地主から借りた土地である場合がある。この場合、宅基地の所有とは田面の所有となる。
7. 宅基地は、宅基と宅基地（狭義）との二つの部分がある。宅基は家屋を建てる部分で、宅基地（狭義）は耕地として用いることの可能な部分である。
8. 宅基地を地主から借りた際、その負担には二つの場合がある。第一は、宅基についても、

宅基地（狭義）についても地主に地代を支払うものである。第二は宅基については税を公権力に納入し、宅基地（狭義）についてのみ地主に地代を支払うものである。

9. ここで農民たちのいう雇農とは、主として他人の経営に入り労働力を売って生計を立てるもので、長工と呼ばれているが、中には田面をもっているもの、すなわち地主に土地を借りて自から自分で經營しており、佃農としての側面をもつものも含まれる。ただし、後者の場合にも、その土地は標準的な耕地ではなく、上記の宅基地（狭義）、すなわち家屋に隣接した地味の悪い土地であるようである。

以上のまとめのように、この聞き取りを通じ、貧・雇農が何らかの形で権利をもつ土地として、とくに集中的に語られているのは、宅基地である。宅基地のもっとも本源的なありかたは「祖先伝来」である。従って、宅基地とは、およそ農村に住み、農業労働に従事して生計を立てている家族に固有の土地である。宅基地は、しばしばその所有権が売却されるところの耕地一般とは異なり、貧・雇農の場合にも、いわば農民家族の生活の基地として、自らも周囲からも慎重に維持されてきた、とみなされる。もとより、上述の新『青浦県志』の表（本稿の表Ⅰ）のように、地主による土地集中進行という状況の下では、しばしば宅基地すら手離され、地主の所有に帰し、地主から借用するという形態をとる。だが、興味深いのは、その際にも、家屋を立てる部分、宅基と呼ばれる部分については、地主に地代を納入する場合の外、地代は納入せず、あたかも所有者のように公税を納入するという場合のあることである。

青浦県朱家角郷の農民の回想の中にある宅基地には、耕地一般とは異なる、一種の生活・生存の基地、この意味でいわば聖域としての性格が見出されるのであるが、こうした点を、1949年の中国革命以前における上海平原の他の地域について、検証してみたい。

## II 満鉄調査における松江県の宅地

宅基地という名称をもつものではないが、青浦県に隣接する松江県には、農民の生活にとって同じ機能をもつ土地についての調査結果が残されている。1940年に満鉄上海事務所調査室が行った松江県華陽鎮西裡行濱・許歩山橋・薛家埭及び何家埭の4聚落63戸に対する周知の調査である。同年12月、上海満鉄調査研究資料第48編として刊行された『江蘇省松江県農村実態調査報告書』第4章・土地関係・第1節・土地所有によれば、調査農家63戸の所有する土地は、同調査において設定された「地目」に従って以下のように整理されている。

耕地81.71畝（71.7%）、宅地18.78畝（16.5%）、墓地10.83畝（9.5%）、竹林2.62畝（2.3%）。

耕地の総所有面積81.71畝のうち、8畝は「出典地」、4畝は「貸付地」なので、実際の經營に使用された面積は69.71畝であるが、それは耕地の総經營面積548.59畝の約12.7%を占めるに

過ぎず、借入地が478.88畝で実に87.3%に達している。すなわち、調査対象となった聚落の耕地の大半は小作地である。

ところで同調査では、自作地1畝以上の農家を自作農とし、また所有地・借入地を問わず自から經營する耕地を全くもたない農家を「雇農」としており、この基準によって自小作別に63戸の調査農家を分類すると、以下のようになる。  
補注

自作農1戸(1.6%)、自小作9戸(14.3%)、小作農51戸(81%)、「雇農」2戸(3.2%)。

すなわち、耕地の状況の反映として当然のことではあるが、小作農が圧倒的多数を占めている。しかしながら、はなはだ興味深いのは、宅地が、総計でわずか18.78畝ではあるが、ほとんどの農家によって所有されていることである。

表IIは、『江蘇省松江県農村実態調査報告書』前掲の附録・統計表・第5・土地関係表から、筆者が所有地面積と借入地〔面積〕の部分を抜粋して再録したものである。合計63戸の農家には、原表のままの農家番号が付してあるが、このうち、29番が、唯一の自作農であり、その他が自小作、小作農、「雇農」にあたる。

この表では、耕地を全く所有していない農家は、農家番号で7, 9, 11, 17, 18, 20, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 35, 36, 40, 41, 42, 45, 46, 47, 55, 56, 57, 58, 61, 62, 63と、合計31戸ある。だが、この31戸のうち宅地を所有していない農家は、33, 36, 38, 39, 40, 41, 45, 46の8戸で、63戸に対する比率は12.7%のみである。ちなみに、この8戸のうち、33, 36, 40, 41の4戸は宅地を借りているから、宅地を所有もせず、借用もせず、全く使用していないものは、38, 39, 45, 46の4戸にすぎない。実態調査担当者によって小作農として位置付けられた農家が81%に達する中で、87.3%の農家が宅地を自家で所有しているということは、63戸の置かれた場所が農村であり、住民が農家であるということを考慮しても、ある意味では驚異である。すなわち、土地売買が伝統的に自由で、それ故にこそ、上述のように、經營総耕地の87%が借入地=小作地であり、「村外の地主(主として華陽橋及び県城に住む地主及び米行その他)に所有されている」(『江蘇省松江県農村実態調査報告書』前掲)中でのことであるからである。さらに、宅地の所有の周辺の事情として留意しておきたいのは、表IIに明らかなように、63戸の中、49.2%にあたる31戸が何らかの形で耕地を所有しており、宅地・墓地・竹林をあわせれば、実に60戸、95.2%がなんらかの形で土地を所有していることである。

松江県華陽鎮の4村落における耕地及び宅地等の所有状況について、『江蘇省松江県農村実態調査報告書』前掲自体は、次のような総括的分析を行っている。その際、農業のみを行う「専農」、農業と共に他の労働にも従事して生活している「兼農」、農業を經營せず其の他の仕事を行っている「農業外」という「職業別戸数」にも触れている。

「自小作別に見たる1戸当たり平均所有耕地は、自小作農が7.9畝で最大であり、次に自作農3.5畝、小作農0.14畝の順である。宅地は1戸当たり平均0.35畝にして、自小作農は0.47畝、小作農

表II 松江県華陽鎮4聚落農家の所有地と借入地(満鉄上海事務所調査室編『江蘇省松江県農村実態調査報告書』。南滿州鉄道株式会社刊。1940年)附録・統計表・第5・土地関係表より抜粋)

調査村名	農家番号	所有地面積										借入地		
		耕地				その他の				合計	耕地		合計	
		水田	菜園	畠地	計	宅地	墓地	竹林	計		耕地	宅地		
西裡行浜	総計	75.00	2.41	4.30	81.71	18.78	10.83	2.62	32.23	113.94	465.63	2.35	467.98	
	1	18.00	—	0.30	18.30	0.50	1.50	—	2.00	20.30	10.00	—	10.00	
	2	10.00	0.05	1.00	11.05	0.50	—	—	0.50	11.55	6.00	—	6.00	
	3	—	0.10	—	0.10	0.10	.20	0.10	0.40	0.50	16.50	—	16.50	
	4	—	0.20	—	0.20	0.25	—	—	0.25	0.45	16.00	—	16.00	
	5	6.00	—	—	6.00	0.50	1.00	—	1.50	7.50	10.00	—	10.00	
	6	5.00	—	—	5.00	0.30	—	—	0.30	5.30	11.00	—	11.00	
	7	—	—	—	—	0.80	0.20	—	1.00	1.00	16.00	—	16.00	
	8	—	—	0.20	0.20	0.10	0.20	—	0.30	0.50	15.00	—	15.00	
	9	—	—	—	—	0.50	0.40	—	0.90	0.90	15.00	—	15.00	
	10	—	—	0.50	0.50	0.55	0.10	—	0.65	1.15	14.30	—	14.30	
	11	—	—	—	—	0.30	0.20	—	0.50	0.50	5.00	—	5.00	
	12	—	—	1.50	1.50	0.20	0.25	—	0.45	1.95	11.00	—	11.00	
	13	—	0.10	—	0.10	0.40	—	—	0.40	0.50	12.00	—	12.00	
	14	1.50	—	0.05	1.55	0.20	—	—	0.20	1.75	10.00	—	10.00	
	15	1.50	0.10	—	1.60	0.20	—	—	0.20	1.80	9.00	—	9.00	
	16	—	0.05	—	0.05	0.20	0.30	0.05	0.55	0.60	10.00	—	10.00	
	17	—	—	—	—	0.50	—	—	0.50	0.50	10.00	—	10.00	
	18	—	—	—	—	0.50	0.20	—	0.70	0.70	10.00	—	10.00	
	19	4.00	—	—	4.00	0.20	0.25	0.10	0.55	4.55	8.00	—	8.00	
	20	—	—	—	—	0.30	—	—	0.30	0.30	7.50	—	7.50	
	21	—	0.20	—	0.20	0.10	—	—	0.10	0.30	6.00	—	6.00	
	22	—	0.20	—	0.20	0.20	0.05	0.10	0.35	0.55	6.00	—	6.00	
	23	—	—	—	—	0.30	0.05	—	0.35	0.35	6.00	—	6.00	
	24	—	—	—	—	0.05	0.10	—	0.15	0.15	4.60	0.15	4.75	
	25	—	—	—	—	0.50	—	—	0.50	0.50	4.00	—	4.00	
	26	—	—	—	—	0.20	—	—	0.20	0.20	4.00	—	4.00	
	27	—	—	—	—	0.40	—	—	0.40	0.40	4.00	—	4.00	
	28	—	—	—	—	0.40	—	—	0.40	0.40	4.00	—	4.00	
	29	3.00	—	0.50	3.50	0.05	—	0.15	0.20	3.70	—	—	—	
	30	—	—	—	—	0.30	0.20	—	0.50	0.50	3.00	—	3.00	
	31	—	—	—	—	0.33	0.10	—	0.43	0.43	3.00	—	3.00	
	32	—	—	—	—	0.10	—	0.20	0.30	0.30	—	—	—	
	33	—	—	—	—	—	0.40	0.50	0.90	0.90	14.30	0.70	15.00	
	34	—	0.10	—	0.10	0.50	0.18	0.22	0.90	1.00	11.00	—	11.00	
	35	—	—	—	—	0.80	0.10	0.20	1.10	1.10	10.00	—	10.00	
	36	—	—	—	—	—	0.40	—	0.40	0.40	2.20	0.30	2.50	
	37	—	0.10	—	0.10	0.40	0.30	—	0.70	0.80	8.00	—	8.00	
	38	—	—	0.25	0.25	—	0.30	—	0.30	0.55	7.00	—	7.00	
	39	—	0.10	—	0.10	—	—	—	—	0.10	5.80	基0.20	6.00	
	40	—	—	—	—	—	0.40	—	0.40	0.40	5.80	0.20	6.00	
	41	—	—	—	—	—	0.20	—	0.20	0.20	5.80	0.20	6.00	
	42	—	—	—	—	0.40	0.50	0.40	1.30	1.30	4.00	—	4.00	
	43	—	0.10	—	0.10	1.00	0.30	0.40	1.70	1.80	3.00	—	3.00	
	44	—	0.01	—	0.01	—	0.25	—	0.25	0.26	3.00	—	3.00	
	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.00	—	3.00	
	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.00	—	3.00	
	47	—	—	—	—	0.40	—	—	0.40	0.40	3.00	—	3.00	
	48	12.00	—	—	12.00	1.50	0.50	—	2.00	14.00	22.50	—	22.50	
	49	14.00	0.10	—	14.10	0.30	0.30	—	0.60	14.70	7.70	—	7.70	
	50	—	0.10	—	0.10	0.50	—	—	0.50	0.60	14.00	—	14.00	
	51	—	0.10	—	0.10	0.30	0.15	—	0.45	0.55	8.00	—	8.00	
	52	—	0.10	—	0.10	0.15	0.10	—	0.25	0.35	8.00	—	8.00	
	53	—	0.10	—	0.10	0.15	0.10	—	0.25	0.35	7.00	—	7.00	
	54	—	0.10	—	0.10	0.30	0.15	—	0.45	0.55	5.00	—	5.00	
	55	—	—	—	—	0.15	0.20	—	0.35	0.35	3.00	—	3.00	
	56	—	—	—	—	0.20	—	—	0.20	0.20	2.00	—	2.00	
	57	—	—	—	—	0.15	—	—	0.15	8.80	8.80	基0.20	9.00	
	58	—	—	—	—	0.15	0.30	—	0.45	0.45	7.23	—	7.23	
	59	—	0.20	—	0.20	0.30	—	0.20	0.50	0.70	5.60	基0.40	6.00	
	60	—	0.20	—	0.20	0.20	—	—	0.20	0.40	4.00	—	4.00	
	61	—	—	—	—	0.25	0.30	—	0.55	0.55	4.00	—	4.00	
	62	—	—	—	—	0.25	—	—	0.25	0.25	3.00	—	3.00	
	63	—	—	—	—	0.40	0.10	—	0.50	0.50	—	—	—	

表III 松江県華陽鎮4聚落農家の建物（満鉄上海事務所調査室編『江蘇省松江県農村実態調査報告書』。南満州鉄道株式会社刊。1940年）附録・統計表・第5・土地関係表より抜粋）

調査村名	農家番号	経営面積	家族数	建物		備考
				住居房子数	農舎房子数	
西裡行浜	総計	548.59	285			
	1	20.30	3	3	1	
	2	17.05	6	5	1	
	3	16.60	4	3	2	
	4	16.20	5	2.5	1	
	5	16.00	5	4	1	
	6	16.00	5	5	1	
	7	16.00	4	3	1	
	8	15.20	4	2	1	
	9	15.00	5	5	2	うち、母昨年（1944）10月死亡
	10	14.80	6	6	2	房子2間、畜舎2間
	11	13.00	4	3	1	
	12	12.50	4	5	1	
	13	12.10	4	5	—	
	14	11.55	6	4	1	房子は15番の弟と共同
	15	10.60	3	4	3	房子は14番と共同
	16	10.05	4	3	1	
	17	10.00	5	1.5	1	畜舎は雑物置
	18	10.00	5	6	1	房子2間は30番と共有
	19	8.00	3	—	—	
	20	7.50	3	3	1	
	21	6.20	3	1	1	
	22	6.20	4	3	1	
	23	6.00	5	5	1	房子2間・畜舎は共用
	24	4.60	4	3	1	房子2間・畜舎は借用
	25	4.00	4	1.5	1	
	26	4.00	3	2	—	
	27	4.00	5	3	1	
	28	4.00	5	3	0.5	
	29	3.50	1	3	—	
	30	3.00	5	4	1	ただし、住居房子2間は18番と共有
	31	2.40	4	1	—	
	32	—	4	—	—	
許歩山橋	33	14.30	7	1.5	—	
	34	11.10	7	2	1	
	35	10.00	5	3	1	
	36	8.20	7	2	1	外に燃料入草房1間を有す
	37	8.10	3	3	1	
	38	7.25	4	5	2	うち、住居房子2間は共同
	39	5.90	3	5	2	うち、住居2間は4人共同
	40	5.80	3	1.5	1	全部借用
	41	5.65	3	3	—	借用
	42	4.00	4	2.5	—	
	43	3.10	5	3	1	
	44	3.01	5	3	—	
	45	3.00	6	3	—	うち、2間は4人共同
	46	3.00	3	3	—	うち、2間は4人共同
	47	3.00	3	1	—	
薛家壠	48	34.50	15	9	3	
	49	21.80	4	3	2	
	50	14.10	6	3	1	
	51	8.10	5	3	1	うち、房子1間は共同
	52	8.10	5	3	2	53番と共有
	53	7.10	3	3	2	兄の52番と共有
	54	5.10	4	3	1	うち、住居房子1間（畜舎）共有
	55	3.00	2	2	—	
	56	2.00	8	2	—	
	57	8.80	4	3	1	うち、住居房子1間は叔父58番と共有
許家壠	58	7.23	5	3	1	うち、住居房子1間は57番と共有
	59	5.80	5	2	1	畜舎は1間共有
	60	4.20	4	3	1	うち、住居房子1間・畜舎1間は共有
	61	4.00	4	3	1	うち、房子1間（畜舎）は共有
	62	3.00	2	3	1	うち、房子1間（畜舎）は共同
	63	—	4	1	1	

0.27畝、自作農0.05畝、雇農0.25畝である。雇農2戸は耕地は所有していないが、宅地・墓地及び竹林は、夫々僅少乍ら所有している。職業別の戸数は専農29戸（約46%）、兼農31戸（約51%）、農業外2戸（約3%）である。1戸当たり平均所有耕地は、専農2.74畝、兼農0.07畝にして、専農の耕地所有が圧倒的に多い。尚、宅地・墓地及び竹林の所有状況には、大した差異を示していない。」

いわば耕地所有とは異なった次元で宅地乃至宅地・墓地・竹林の所有の存在することが確認されているのである。

さて、この宅地の上には住宅が建てられている。それについて、『江蘇省松江県農村実態調査報告書』前掲には、「江南水稻地帯の農家住宅が、北支・滿州農村の如く貧弱な土造と異なって、堅牢な木造の瓦葺であることにはいつも乍ら驚かされて丁う。調査部落に於ける農家の建物も、既に古びてはいるが前記の標準に適合しており、云々」とある。すなわち、調査対象となった農家の宅地上には、こうした堅固な木造瓦葺の住宅がみな建っているのである。表IIIは、『江蘇省松江県農村実態調査報告書』前掲・附録・統計表・第7・建物及農具表（其の1）から抜粋したものであり、63戸の農家番号別にその経営面積、家族数及び建物の状況を示したものである。そのうち、「住居房子」と表記されたものは、住宅として建てられた建物の部屋数を示したものである。また備考は、一部文意を変えない形で表現を修正した外はすべて原文のままである。小作農である19、2戸の「雇農」のうちの1戸である32以外は、63戸のすべてが自己の住宅としての建物、すなわち自分の家屋をもっている。

ちなみに、「松江は代表的粳米生産地帯として知られ」ており（『江蘇省松江県農村実態調査報告書』前掲・序），隣接する青浦県朱家角地域も青角薄稻で知られる産米地帯である<sup>(4)</sup>。

### III 上海周辺地区における宅地あるいは屋場

松江県について見た宅地に関する以上のような状況は、大都市としての上海市街地により近接していた農村についても認められる。それを示す一つは、満鉄上海事務所が、松江県調査の前年、1939年に行った嘉定県澄塘橋及び丁家村の2聚落の調査である。嘉定県は、この年から上海特別市に編入されたため、この調査は、上海満鉄調査資料第33編『上海特別市嘉定区農村実態調査報告書』として、満鉄上海事務所調査室から1939年11月に刊行されている。『上海特別市嘉定県農村実態調査報告書』第3章・土地制度・第1節・土地配分関係の記すところによれば、この2聚落全89戸のうち、調査表による戸別調査が行われた50戸の合計342.4畝の所有地の概況は、以下のように把握されている。なお、嘉定県は表作が米・棉花相半ばしており<sup>(5)</sup>、上海市街地に近いこととあわせて、朱家角・松江とは地域的特色を異にする。

「4.9畝以下の土地所有者が28戸の56%を占めているにも拘らず、之と対照的に20畝以上を占める農戸は4戸の8%を示しているにすぎない」。「即ち両者の各々平均を対照してみれば、前者が1.8畝であり、後者は29.0畝であって、56%を占める零細農は勢い小作形態をとつて農耕に従事するか、或は農業以外の兼業的副業に従事によって生活の維持を計らねばならないのである。」

『上海特別市嘉定県農村実態調査報告書』前掲では、この342.4畝の所有地を、耕地・宅地・墓地・その他の4項目について、以下のように整理している。「その他」とは、その全部が「竹藪地」である。この地域では「竹藪」が宅地内に包含されているため、両者を明確に区別できない農家も少なくなく、区別できた農家の「竹藪地」だけが「その他」の欄に入れられた。

	耕地	宅地	墓地	その他	合計
面積	304.6 畝	20.4	10.6	6.8	342.4
百分比	89.0 %	6.0	3.1	1.9	100

表IVは、松江県の場合と同様に、『上海特別市嘉定県農村実態調査報告書』前掲・「附録」の統計表の第3表「土地関係表」から抜粋したものであるが、各欄の表記については、『江蘇省松江県農村実態調査報告書』に基づく表IIに合わせた。ここでも、50戸の調査農家のうち、農家番号17, 23, 34, 43, 46を除く45戸、すなわち90%の農家が自己の所有地としての宅地を所有している。

満鉄の嘉定県における調査を遡ること6年前、1933年の上海市行政区内の農村については、民国22年（1933）初版の馮和法編『中国農村經濟資料』（黎明書局刊）所載の調査結果がある。この調査は、表Vに見られるように、15の区ごとに、自作農（自耕農）、半自作農（半自耕農）、小作農（佃耕）の三階層の農家を、ほとんどの場合1階層3戸ずつ抽出したので、あるまとまった地域全体の農家を対象とした満鉄上海調査室の農村実態調査に比べて、対象の設定における一定の人為性を免れない。しかしながら、調査対象が、広い地域にわたっていること自体の中に、独自の客觀性を認めることができる。表VIは、原著第19表「百四十農家の土地所有類別表」を転写したものである。ここでは、土地が、田地、園圃、草地、林地、池塘からなる生産地と、屋場、雑地とに二大別されている。屋場とは石山福次編著の『最新支那語大辞典』（第一書房。1935年）によれば、「建物ノ敷地」、すなわち宅地の意味である。屋場は全調査対象農家を通じて96.7畝あるとされており、従って140農家の単純平均では、0.69畝となる。自作農49戸の場合は合計51.9畝、毎戸1.06畝、半自作農47戸の場合は合計30.6畝、毎戸平均0.65畝、小作農44戸の場合は合計14.2畝、毎戸平均0.32畝となる。

この『中国經濟資料』においては、満鉄上海調査室の実態調査のように、個別農家ごとの詳

表IV 上海特別市嘉定県澄塘橋及び丁家村50農家の所有地と借入地(満鉄上海事務所調査室編『上海特別市嘉定県農村実態調査報告書』。南滿州鐵道株式会社刊—1939年—附録・諸統計表・第3・土地関係表より抜粋)

農家番号	所 有 地 面 積					借 入 地		
	耕 地	そ の 他				合 計	耕 地	
		宅 地	墓 地	そ の 他	計		宅 地	計
総計	304.6畝	20.4	10.6	6.8	37.8	342.4	140.2	—
1	34.0	0.7	0.3	—	1.0	35.0	5.0	—
2	28.0	1.0	2.0	—	3.0	31.0	5.0	—
3	20.0	0.5	0.1	1.5	2.1	22.1	—	—
4	25.3	2.2	0.2	—	2.4	27.7	3.0	—
5	12.3	0.4	—	—	0.4	12.7	8.0	—
6	13.5	0.5	0.5	—	1.0	14.5	—	—
7	16.0	0.4	—	—	0.4	16.4	—	—
8	15.0	0.1	0.1	—	0.2	15.2	1.0	—
9	15.0	0.5	0.1	0.2	0.8	15.8	—	—
10	7.0	0.4	0.5	0.6	1.5	8.5	8.0	—
11	8.0	0.4	0.2	0.4	1.0	9.0	7.0	—
12	11.9	0.1	0.1	—	0.2	12.1	1.0	—
13	6.8	0.2	0.2	—	0.4	7.2	8.0	—
14	0.4	0.3	0.1	—	0.4	0.8	—	—
15	1.3	0.3	0.3	0.1	0.7	2.0	5.0	—
16	7.8	0.1	0.1	—	0.2	8.0	—	—
17	3.5	—	—	—	—	3.5	5.0	—
18	—	0.3	—	—	0.3	0.3	9.0	—
19	9.0	0.6	—	—	0.6	9.6	—	—
20	8.5	0.2	0.5	—	0.7	9.2	—	—
21	4.4	0.5	0.1	—	0.6	5.0	—	—
22	0.8	1.0	0.2	1.0	2.2	3.0	7.5	—
23	8.0	—	—	—	—	8.0	—	—
24	—	0.5	0.3	0.5	1.3	1.3	8.0	—
25	6.0	0.2	0.5	—	0.7	6.7	2.0	—
28	1.8	0.5	0.2	—	0.7	2.5	6.0	—
29	6.0	0.3	0.1	0.2	0.6	6.6	1.0	—
30	—	0.2	—	—	0.2	0.2	6.5	—
31	—	0.5	0.1	0.5	1.1	1.1	3.5	—
32	—	0.2	—	—	0.2	0.2	6.0	—
33	6.0	0.3	—	—	0.3	6.3	—	—
34	5.5	—	—	—	—	5.5	0.5	—
35	—	0.8	—	0.3	1.1	1.1	6.0	—
36	—	0.4	0.2	—	0.6	0.6	—	—
37	0.5	0.3	0.2	0.3	0.8	1.3	5.0	—
38	3.0	0.2	—	0.2	0.4	3.4	2.0	—
39	—	1.0	0.3	.5	1.8	1.8	—	—
40	1.0	0.1	0.5	—	0.6	1.6	4.0	—
41	2.0	0.4	0.2	—	0.6	2.6	—	—
42	3.8	0.2	0.2	—	0.4	4.2	1.0	—
43	2.5	—	—	—	—	2.5	2.0	—
45	4.0	0.3	0.1	—	0.4	4.4	—	—
46	2.0	—	—	—	—	2.0	2.0	—
47	1.0	0.5	—	0.5	1.0	2.0	3.0	—
48	—	0.8	0.2	—	1.0	1.0	2.0	—
51	2.3	0.4	0.3	—	0.7	3.0	1.5	—
57	0.7	0.4	0.3	—	0.7	1.4	2.0	—
59	—	0.3	—	—	0.3	0.3	2.0	—
72	—	0.2	1.0	—	1.2	1.2	1.7	—
83	—	0.7	0.3	—	1.0	1.0	—	—

表V 上海市15地区140農家抽出調査の地区別・階層別抽出数（民国22年——1933—初版『中国農村経済資料』所収）。「各区の農家数」という訳語を除き、原表の構成・表記をそのまま転載

農家別	各 区 の 農 家 数															百分比	
	漕涇	法華	蒲淞	彭浦	江湾	吳淞	真如	引翔	殷行	楊思	塘橋	洋涇	陸行	高橋	高行	合計	
自耕	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	6	3	3	49	35.0
半自耕	3	3	3	3	3	3	5	3	3	3	3	3	2	3	3	47	33.6
佃耕	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	4	1	44	31.4
総計	9	9	9	9	9	9	13	9	9	9	9	9	11	10	8	140	100

表VI 上海市15地区140農家抽出調査統計に基づく土地所有類別表（馮和法編『中国農村経済資料』前掲による）。原表の構成・表記をそのまま転載

農家別	土 地 畠 数													百分比	平 均		
	生 产 地						不 生 产 地				生产地 加 不生产地	每家	每人		平 均		
	田地	園圃	草地	林地	池塘	合計	平 均		屋場	雜地	合計				平 均		
							每家	每人			每家	每人					
自耕	908.0	45.4	0.3	3.2	4.8	961.7	19.6	2.3	51.9	6.2	58.1	1.2	0.14	1,019.8	51.5	20.3	2.4
半自耕	585.5	49.2	3.0	1.8	1.9	640.9	13.6	1.9	30.6	1.2	31.8	0.7	0.09	672.7	33.4	14.3	2.0
佃耕	271.1	15.3	—	—	—	286.4	6.5	1.4	14.2	—	14.2	0.3	0.06	300.6	15.1	6.8	1.4
総計	1,784.1	109.9	3.3	5.0	6.7	1,889.0	13.5	1.8	96.7	7.4	104.1	0.7	0.10	1,993.1	100.0	14.2	2.1

表VII 上海市15地区抽出140農家調査統計に基づく屋場を有する家の数及び畠数の表（馮和法編『中国農村経済資料』前掲による）原表の構成・表記をそのまま転載

農家別	戸 数		畠 数				百分比	毎家平均
	所 有	租 入	所 有	租 入	合 計			
自 耕	49	—	51.9	—	—	51.9	53.9	1.0
半 自 耕	47	—	30.6	—	—	30.6	30.4	0.6
佃 耕	17	15	6.5	7.7	14.2	14.2	15.7	0.5
総 計	113	15	89.0	7.7	96.7	96.7	100.0	0.8

細なデータが提示されていないが、表VII、すなわち原著第17表の「屋場を有する家の数及び畝数の表」によれば、やや立ち入った事情を知ることができる。この表VIIで特徴的なのは、49戸の自作農、47戸の半自作農のすべてが屋場を自ら所有している一方で、44戸の小作農の場合は、そのうちの17戸、38.63%が屋場を所有し、そのうちの15戸、34.09%が借り入れていることである。ただし、この表の場合にも、家屋自体を借りているケースは省かれているので、そこに140調査農家の家屋をめぐるすべての状況が示されるのではない。こうした点をも含め、原著は、屋場について次のように分析している。(原著では、この表とは別に、小作農が家屋自体を借りている場合に言及している。根拠は原著264-265頁の「佃耕農住屋之特況」「第26表 佃耕農28家自有房屋之比較」と第27表「佃耕農16家租入房屋之比較」である。)

「屋場は単に家屋の基地に限定されるものではなく、家屋の周囲の空き地であって農耕に用いない部分をも算入することが多い。上海における農家の住宅の状況は大変複雑である。地主は小作農（佃戸）に対して土地を提供するだけであり、家屋には及ばない。小作農（佃戸）の住んでいる家屋は大多数が自分で建てたものである。44戸の小作農のうち、自己の家屋と基地とをもつものは17戸で、面積の合計は6.45畝、毎戸平均0.38畝である。土地を借りて家屋を建てるものは15戸で、面積は合計7.7畝である。この部分の土地は生産には役に立たないが、地主に対しては毎年借用料を納入しなければならない。その他の12戸は、家屋を借りて住んでおり、屋場をまったく所有していない。半自作農47戸の屋場はいずれも自己の所有で30.61畝を占め、毎戸平均0.65畝である。自作農49戸の屋場は51.9畝、毎戸平均1.06畝である。以上三者（小作農・半自作農・自作農）について合計で屋場を所有しているもの128戸、面積96.67畝、毎戸平均0.78畝である。140戸で平均すれば0.69畝となる。」

本稿の関心に即して、この分析に示された数値をさらに活用すると、140戸のうち、その91.42%にあたる128戸、半自作農・小作農の合計91戸のうち、70.33%にあたる64戸、小作農44戸のうち、38.63%にあたる17戸が屋場を所有している。原著では自作・半自作・小作を区分する基準が明示されていないので、これを満鉄上海事務所調査室の松江県農村実態調査と対比することは困難であるが、ここで屋場とよばれる宅地を全体の約9割の農家が保持しており、小作農とされる部分についてもその約4割が宅地を所有し、その約7割(72.72%)が家屋を所有しているなどの諸点は注目に値する。ただ、小作農が8割を越える63戸の農家の中で、9割を上回る農家が宅地を保有している松江県の場合と異なり、この抽出調査における小作農の宅地所有率4割は、より低い。

### 結びに代えて

以上、本稿では、1991年1月の上海市青浦県朱家角郷での聞き取り調査において、1950年の土地改革以前、すなわち1940年代までの段階で宅基地という呼称をもつ土地が存在していたと

いう回想がなされたことを紹介し、その性格について推測を交えた若干の分析を行い、さらに、1930年代の上海平原の農村においてこの宅基地に相当する土地が普遍的に存在していたことを、満鉄上海事務所調査室の農村実態調査における宅地、馮和法編『中国農村經濟資料』における屋場などに即して確認した。この種の土地を仮に宅地という用語で総称し、その性格についての見通しを述べるとすれば、宅地とは、本稿 I の宅基地についてのまとめの部分に付言したように、およそ農村に住み、農業労働に従事して生計を立てている家族に固有の土地である。それは、しばしばその所有権が売却されるところの耕地一般とは異なり、貧・雇農の場合にも、いわば農民家族の生活の基地として維持されてきた土地である。この土地には、耕地一般とは異なる、一種の生活・生存の基地、その意味でいわば不動の聖域としての性格が見出されるようと思われる。「宅基地はしばしば祖先から代々伝えられてきたものです。」という朱家角郷の農民のことばにも、この種の土地が本来的にもつこうした性格が示唆されている。

しかしながら、宅地にこうした性格を認められるかどうかについては、1930~40年代の宅地自体について、より多くの資料からその存在を実証し、またより緻密な検討がその役割についてなされねばならない。本稿はあくまでも事柄の初步的な提示に留まる。また仮に宅地に上記の性格が認められるにしても、この種の土地が農民によってどのような仕方で自分のものとして保持されてきたのかという問題が残る。『江蘇省松江県農村実態調査報告書』前掲は、宅地について短い言及をした一節(45頁)の末尾で、「尚お宅地及び墓地は、同族間に共有されているものが比較的多い。」とする。このコメントが正確であるならば、調査表上では宅地は各農家が個別的に所有しているが、その基底には、所有にともなう租税の納入とは別に、同族の最終所有権があるということになるのであろうか。あるいは、租税の納入も、個別農家とは異なった単位でなされているのであろうか。また階層差を越えて宅地を個別農家に所有させているものは同族的結合ということになるのであろうか。とすれば、宅地が個別農家の生活・生存の基地としての性格をもっていたとしても、この性格は同族の存立と相互に支持しあう形で生まれたことになる。これらの点についてもさらなる検討が必要である。

筆者は、同族間での宅地の共有という場合にも、事柄は10世紀、宋代以後、新たな意味での同族的結合結成の基盤ともなったところの個別の農家の土地所有権と生存権のありかたに立ち返って考察することが必要であると考えている。そのための歴史的検討も今後の課題である。その際には、各時代における各階層の農民と宅地との関係についての事実を検索しなければならない。宅地を欠く農民の存在が一般的に予測されている資料もまた存在するからである。たとえば、清代の乾隆20年(1755)、浙江省各地で幕友を勤めた姚碧撰『荒政輯要』卷1・災賑章程によれば、災害時の救済対象となる極貧戸・次貧戸に関する二つの査定基準のうち、より複雑な事例を想定した方には、次の2ヶ条が含まれている<sup>(6)</sup>。

又、如<sup>タキ</sup>とえば、災戸並びに己が田無く、亦己が屋無く、佃田災を成すこと過半にして、家口

繁多なる者、並びに外郷より新たに遷り、耕種せしところ全荒にして力の傭工する無き者は、亦應に定めて極貧と為すべし。

己が田無きと雖も、尚房屋・牲畜有り、佃田全荒なる者、己が田・己が屋無きと雖も佃田半収にして家口多きこと無き者は、(中略)俱に應に列して次貧と作すべし。

ここでは、「己が田無きと雖も、尚房屋・牲畜有り」というように、本稿で注目してきたケースが見られるとともに、「己が田無く、亦己が屋無き」家も想定されている。

歴史的検討は、遡れば均田制の時代に、さらにそれ以前にも及ぶであろうが、さしあたっては、近現代の農村調査との相互検証が意味をもつ10世紀、宋代以後に限定されることになろう。

ところで土地改革に際して宅地はどのように扱われたであろうか。また、集団化の進展の中でも、個別農家に分配され、その使用権が認められたかの自留地は、かつて宅地がもっていた特徴を継承しているであろうか。宅基地が土地改革前段階における土地所有面積に含まれていたという一農民の発言は、それもやがて集団化の対象になったことを示唆するようにも思われるが、そうであったとしても、上記の一連の疑問を直接的に解決するものではなく、さらなる調査・研究が必要である。

以上のように、解決しなければならない課題はあまりにも多いが、宅基地、屋場、そして満鉄の調査用語で宅地とされる一群の土地についての考察は、旧中国における小経営農民と土地所有、農村地域における社会関係、経済的のみならず社会的・政治的な意味をも含む広い意味での再生産構造のありかたを認識する上で一つの糸口になるものと考えられる。

### 注

- (1) 本調査は文部省科学研究費（国際学術研究）大学間（名古屋大学・南京大学）協力研究「江南デルタの中小都市——市鎮——の社会経済構造に関する歴史学的地理学的研究」の一環として行ったものである。その内容と問題点については、拙稿「1988年夏江南デルタ小城鎮紀行——文部省科学研究費（国際学術研究）大学間（名古屋大学・南京大学）協力研究『江南デルタの中小都市——市鎮——の社会経済構造に関する歴史学的地理学的研究』第1年度調査の記録」に記した。なお、諸般の事情により、この両年度の調査に際しては、復旦大学歴史系とその教授樊樹志氏のひとかたならぬ協力を得た。また、1988年春に実施した予備調査に際しては、樊樹志氏のほか、浙江社会科学院歴史研究所の陳學文氏の御協力を得た。
- (2) 1989年11月の朱家角鎮の調査については、上記科学研究費の共同研究に参加した名古屋大学側メンバーの共同執筆により、1992年刊行予定の森正夫編『江南デルタの市鎮——歴史学と地理学からの接近——』（名古屋大学出版会）の序章、及び森執筆の「朱家角鎮略史」を参照。
- (3) 1991年1月の森による補充調査に際しては、復旦大学歴史地理研究所教授の王文楚氏の御協力を得たほか、同大学国際交流辦公室副主任の孟祥生氏、青浦県人民政府外事辦公室主任李訓義氏・蔡東蔭氏、及び同人民政府、当時の朱家角鎮人民政府・朱家角鄉人民政府のお世話をした。なお、91年1月の聞き取りに際しては、行論でも触れるように、復旦大学歴史系博士課程在学の沈中琦氏

に通訳をお願いしたが、この際、すべて上海語を用いていただいた。

- (4) 新『青浦県志』前掲第6篇・物産・【糧食】、その他注2に記した拙稿「朱家角鎮略史」を参照。
- (5) 『上海特別市嘉定区農村実態調査報告書』前掲・第5章・嘉定区農耕事情による。なお全右箇所によれば、「棉・稻輪作農耕方式」が「当地方の農家として、農家経済の基礎に基づいて最も安全な方法として古くから行われて来た」という。
- (6) 本資料は、拙稿「一六一一八世紀における荒政と地主佃戸関係」(『東洋史研究』27巻4号。1969年)においてすでに引用し、その全体についての分析を行っている。

#### 補注

『江蘇省松江県農村実態調査報告書』の中で、農家を自作・小作・自小作・雇農などに区分する基準について言及しているのは、第4章・土地関係・第1節・土地所有 45-46頁の「自小作別土地所有面積」表の備考である。しかしながら、この備考の説明は必ずしも十全でなく、ここに示した範囲に止まっており、本稿に表IIとしてその一部を抜粋したところの、同書付録・統計表・第5・土地関係表の関係諸項目を総合することによって、上記の基準がはじめて明らかになる。

#### 付記

1991年1月9日、朱家角郷の農民から「宅基地」という言葉を聞いたとき、思わず筆者の脳裏をよぎったのは、大塚久雄が『共同体の基礎理論』で言及した「ヘレディウム」here-diumの語であった。同書(『大塚久雄著作集』第7巻・共同体の基礎理論、1961年版による)32頁には、

「新たに成立しつつある『家父長制的家族共同態』にとって基地ともいべき『宅地』Hofとその周囲の『庭畠地』Wurt, Gartenlandが、垣根やその他の形で囲い込まれ、父系制的に相続されて、その「家族」の永続的な私的占取にゆだねられるようになる(私的所有の端初的成立!)。」

とある。また、同書で、大塚が読者に閲読を勧めているフュステル・ドウ・クーランジュ『古代都市』第6章(田辺貞之助訳、1961年、白水社)の一節には(110頁)、

「古代の所有権は(中略)、これとはまったく別の原則から出た現代社会の所有権より、はるかに完全で絶対的な効力をもっていたことも、容易にうなづけるであろう。所有権と宗教とは分離できない関係にたち、家族はそのどちらもすることができなかつた。家と畠とは家族と一体をなし、家族はそれをうしなうことも手ばなすこともゆるされなかつた。」  
といふ。

ヨーロッパの原始・古代に即して述べられたこれらの見解には、10世紀以降の中国社会と同時代のヨーロッパ社会における土地所有の存在形態の差異を越えて、本稿でとりあげた旧中国における宅地の起源と性格を考察する際、大きな示唆が内包されているように思われる。今の筆者にとって本稿でとりあげた課題とこれらの見解との関連を正面から論じることは不可能であるが、本稿を草率にしたためた由来の一つがヨーロッパ史への連想にもあったことをあえて記し、ドイツ史を専攻される木谷教授の学恩への謝辞としたい。